輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和4年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和4年度の初日から令和5年1月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段:輸入基準数量		上段:輸入数量		*	
		下段:協定対象外輸入	、基準数量	下段:協定対象を	卜輸入数量	差	分
1	低脂肪乳	0 1	ン	0	トン	0	トン
		0 1	ン	0	トン	0	トン
2	飲用乳	111	ν̈́	67	くく	44	くく
		110	ン	67	トン	43	トン
3	クリーム	53 h	ン	52	トン	1	トン
		43 h	〜ン	43	トン	0	トン
4	粉乳類	39,597 ⊦	, 、	15,163	トン	24,434	トン
		32,077 ⊦	ン	13,065	トン	19,012	トン
5	無糖れん乳	2,540	ン	804	トン	1,736	トン
		2,537 ⊦	ン	804	トン	1,733	トン
6	加糖れん乳	354 ⊦	ン	24	トン	330	トン
		254	ン	24	トン	230	トン
7	ヨーグルト	13	ン	13	トン	超過済	
		13	ン	13	トン	超過済	
8	バターミルク	17 h	ン	12	トン	5	トン
		17 h	ン	12	トン	5	トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	52,924 h	ン	41,775	トン	11,149	トン
		39,555 ⊦	ン	34,733	トン	4,822	トン
10	その他の乳製品	12,655	, ン	5,803	トン	6,852	トン
		9,577 ⊦	ン	2,875	トン	6,702	トン
11	バター	22,803	〜ン	8,229	トン	14,574	トン
		19,998 ト	ン	7,668	トン	12,330	トン
12	豆類	80,402	〜ン	67,849	トン	12,553	トン
		32,815	〜ン	35,568	トン	超過済	
13	小麦及びその加工品・調製品	5,547,712	〜ン	4,168,450	トン	1,379,262	トン
		4,396,456 h	シ	3,818,522	トン	577,934	トン

14 14 <i>0</i> 2 15	大麦及びその加工品・調製品 米及びその加工品・調製品	1,227,096	トン	1,072,542	トン	154,554	トン
		226,552	トン	171,300	トン	55,252	トン
		706,967	トン	466,678	トン	240,289	トン
		706,467	トン	466,678	トン	239,789	トン
		3,762	トン	1,933	トン	1,829	トン
	ばれいしょでん粉	3,603	トン	1,789	トン	1,814	トン
		10,508	トン	8,228	トン	2,280	トン
16		8,752	トン	7,043	トン	1,709	トン
		164,346	トン	113,976	トン	50,370	トン
18	マニオカでん粉 サゴでん粉 その他のでん粉	163,917	トン	113,976	トン	49,941	トン
		19,406	トン	15,182	トン	4,224	トン
		2,312	トン	4,414	トン	超過済	
		1,496	トン	1,342	トン	154	トン
		1,308	トン	1,155	トン	153	トン
	(711)	2,774	トン	1,980	トン	794	トン
20	イヌリン	72	トン	42	トン	30	トン
	***	33,564	トン	27,619	トン	5,945	トン
21	落花生	20,641	トン	14,533	トン	6,108	トン
		156	トン	152	トン	4	トン
22	こんにゃく芋	156	トン	152	トン	4	トン
00		10,039	トン	4,480	トン	5,559	トン
23	ミルク調製品	4,838	トン	918	トン	3,920	トン
		287	トン	321	トン	超過済	
24	でん粉調製品 コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	279	トン	306	トン	超過済	
		0	トン	0	トン	0	トン
		0	トン	0	トン	0	トン
	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,970	トン	2,522	トン	2,448	トン
26		2,577	トン	1,066	トン	1,511	トン
		18,993	トン	10,067	トン	8,926	トン
27	調製食用脂	2,264	トン	1,396	トン	868	トン
28	繭	4.5	トン	2.0	トン	2.5	トン
		4.5	トン	2.0	トン	2.5	トン
29	生糸	260	トン	167	トン	93	トン
		260	トン	167	トン	93	トン
		260	トン	16/	トン	93	<u> </u>

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。 ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象 外輸入基準数量を超えること。